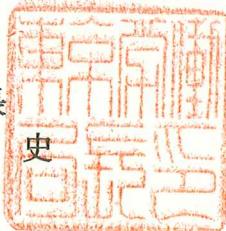


東労発安 0127 第1号  
令和3年1月27日

主要事業主団体の長 殿

東京労働局長  
土田浩史



令和3年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の  
就職・採用活動に係る取扱い等について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（「以下「大学等卒業予定者」という。」）に対する採用活動につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、関係府省、大学等において議論を行い、政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の局長級等で構成される関係省庁連絡会議）においては令和2年3月31日に「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年3月16日に「2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、令和2年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始することを求めているところです。

この要請及び申合せを踏まえ、本局におきましては、令和3年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、採用維持・促進、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努め、都内公共職業安定所（以下「安定所」という。）及び新卒応援ハローワーク（以下「新卒応援HW」という。）における求人受理等について、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解のうえ、大学等卒業予定者の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業様等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願ひいたします。

記

## 1 求人票の展示・公開時期等

令和3年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

### (1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和3年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和3年4月1日以降に展示・公開する。

これに伴い、当該求人申込みの受理開始は令和3年2月1日以降とする。

また、当該求人者に求人票の展示・公開日について説明をするとともに、安定所及び新卒応援HWでは同年5月31日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所及び新卒応援HWから事業主に了解を得る。

### (2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和3年4月1日以降とする。

### (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

なお、開催に当たっては新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、必要に応じてオンラインを活用する。

### (4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

要請及び申合せは、令和3年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

## 2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正で透明な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- (1) 要請及び申合せのほか安定所、新卒応援HWの求人受理等に関する取扱いに留意すること。
- (2) 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な求人の確保を図ること。
- (3) 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- (4) 学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為等を行わず、学生の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- (5) 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- (6) 採用内定取消し又は入職時期繰下げを検討しなければならない場合には、職業安定法施行規則第35条によりあらかじめ安定所に通知すること。
- (7) 職業安定法施行規則第17条の4等により、採用内定取消しの内容が厚生労働大

臣の定める場合のときは、学生生徒等の適切な職業選択に資するため、その内容が公表される場合があること。

- (8) 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（平成 27 年 10 月 1 日施行）に基づき、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じるように努めること。
- (9) 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）に基づき、未就職卒業者及び既卒者を始めとした多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること。
- (10) 卒業・修了後少なくとも 3 年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- (11) 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。